

和光市内循環ワゴン車等運行事業者選定プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、令和5年10月の運行計画見直し予定である和光市内循環バス（以下「循環バス」という。）のうち、新設される2路線の運行事業者を選定するにあたり、価格のみならず企画提案書やプレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も適当な事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1)業務名 和光市内循環ワゴン車等運行事業

(2)履行場所 和光市内

(3)業務内容 別紙「和光市内循環ワゴン車等運行業務仕様書」（「以下、仕様書」という。）

(4)運行期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（5年間）

※運行に係る協定については上記期間の中で年度毎に締結を行う。また、令和6年度以降の協定内容等については、当該協定年度の前年度までの運行状況等を考慮のうえ、毎年度協議を行い、予算の範囲内で協定内容を決定することとする。

なお、当該運行期間内において、運行内容等については、見直しにより一部変更が生じることも想定されるため、当該見直しが行われた場合には、見直し結果を反映させた運行内容の変更を行い、柔軟に運行を実施するものとする。

(5)業務規模（交付金相当額） 11,735,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月間）

※上記の金額については、市が積算した運行経費から、令和3年度運行実績における収支率（11.0%）を差し引いた額（交付金相当額）であることを留意すること。なお、交付金の算出及び提議等については「(6)交付金の考え方」のとおり。

※令和6年度以降の交付金の想定額については下記のとおり

令和6年度	23,470,000円（令和6年4月1日から令和7年3月31日）
令和7年度	23,470,000円（令和7年4月1日から令和8年3月31日）
令和8年度	23,470,000円（令和8年4月1日から令和9年3月31日）
令和9年度	23,470,000円（令和9年4月1日から令和10年3月31日）
令和10年度	11,735,000円（令和10年4月1日から令和10年9月30日）

※上記の金額については全て消費税及び地方消費税を含む

※車両を購入した場合の減価償却期間は5年間とすること。

※令和6年度以降の事業及び交付金額等について、本プロポーザル実施時点においては予算等が確約されているものではなく、各年度の予算成立が事業実施の条件となることを予め留意すること。

(6) 交付金の考え方

市は運行経費（運行経費見積額をもとに市と事業者で協議した額）から運賃収入を差し引いた金額を、和光市内循環ワゴン車等運行事業交付金として、運行事業者に対して支払うものとする。

なお、当該交付金等に係る定議等については下記のとおり。

① 運行経費

運行に必要な経費の総額（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、減価償却費、自動車関連諸税、保険料、法定点検費、その他車両の運行に係る経費やその他一般管理費等。）

② 運賃収入 運行による料金収入

※和光市内循環ワゴン車等運行事業交付金の算出

交付金＝運行経費－運賃収入

3. 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点で、次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。なお、複数の事業者による提案は認めないものとする。

- (1) 令和4、5年度和光市入札参加資格者名簿の「旅行・運送」に登録を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 過去2年間に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は過去6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を出している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納が無いこと。
- (8) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて現在事業を行っている者又は実証運行の終了までに同法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける見込みのある者。
- (9) 和光市内に本社または営業所を有する法人であること。

4. 質疑応答

本業務のプロポーザルについて質疑がある場合は、下記の提出期限までに質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭での質疑は受け付けない。

(1)提出書類 質問書（様式 6）

(2)提出期限 令和 5 年 4 月 1 3 日（木曜日） 正午（必着）

(3)提出方法 電子メール

※件名は「和光市内循環ワゴン車等運行事業者選定プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

※開封確認メールで送付すること。電子メール受取後、担当より開封確認メールを送信する。質問提出日の午後 5 時までに確認メールが届かなかった場合、「1 3 問い合わせ先」に電話により確認すること。

※電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

(4)提出先 和光市建設部公共交通政策室（「1 3 問い合わせ先」のとおり）

(5)質問の回答

質問に対する回答については一括して取りまとめ、令和 5 年 4 月 1 8 日（火曜日）までに和光市ホームページにて公開する。なお、回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとし、当該回答への再質問は認めない。

5. 参加表明書等の提出

(1)提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

※提出書類の文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とすること。（添付書類は除く。）

※副本には、事業者を特定することができるような記述やロゴマーク等は記載しないこと。

①参加表明書(様式 1)

②会社概要(様式 2)

③事業実施体制報告書（様式 3）

④履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの、写し可）

⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（発行から 3 か月以内のもの、写し可）

⑥道路運送法第 4 条第 1 項に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書（写し）
（当該許可を取得済みの場合）

(2)提出期限 令和 5 年 4 月 2 4 日（月曜日） 午後 5 時（必着）

(3)提出部数 正本：1 部 副本：7 部

※各様式の添付書類は正本のみに添付すること。

※左側 2 か所をステープラーで止めること。

(4)提出方法 持参又は郵送

※郵送による提出の場合、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる方式により提出すること。

※持参による提出の場合、受付時間は開庁時間（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）に限る。

(5)提出先 和光市建設部公共交通政策室（「13 問い合わせ先」のとおり）

(6)参加資格審査結果の通知

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、参加表明書を提出した全ての者に対して、令和5年4月27日（木曜日）以降に参加資格審査結果を文書及び電子メールにて通知する。

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書表紙（正本：様式4-1）（副本：様式4-2）

②企画提案書（任意様式）

原則A4用紙縦使い、横書きで5枚以内で印刷すること（両面印刷可）。ただし、図やイラストの、写真の利用は可とし、A3用紙を使用する場合は、A3用紙片面1枚につき、A4用紙2ページの扱いとする。

③見積書・内訳書（見積書：様式5）（内訳書：様式任意）

※見積書の記載にあたっては運行経費見積額と併せて、交付金相当額を記載すること。

なお、交付金想定額については、運行経費見積額から令和3年度運行収支率（11.0%）を差し引いた額を計算すること。

④車検証の写し及び車両設備の写真

※提案書提出日において仕様書に定める車両及び車両設備を有している場合）

⑤誓約書（様式8）

※提案書提出日において仕様書に定める車両及び車両設備を有していない場合）

(2)提出期限 令和5年5月10日（水曜日） 午後5時（必着）

(3)提出部数 正本：1部 副本：7部

※各様式の添付書類は正本のみに添付すること。

※左側2か所をステープラーで止めること。

(4)提出方法 持参又は郵送

※郵送による提出の場合、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる方式により提出すること。

※持参による提出の場合、受付時間は開庁時間（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）に限る。

(5)提出先 和光市建設部公共交通政策室（「13 問い合わせ先」のとおり）

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1)日時 令和5年5月17日(水曜日)

(2)場所 和光市役所(時間等詳細については、参加者へ別途通知する。)

(3)実施時間 40分

(準備5分以内、説明15分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内)

(4)注意事項

※プレゼンテーションの内容は企画提案書の内容とする。企画提案書提出後の追加提案や追加資料の配布等は認めない。

※プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンやプロジェクター等による説明は許可する。その際、プロジェクター及びスクリーンは和光市が用意するが、パソコン等その他に必要な機器は出席者が用意すること。

※プレゼンテーションは会社名を伏せて行うこととし、説明資料には会社名が特定される内容やロゴマーク等を記載しないこと。また、社章、名札の着用等、会社名が特定できるような言動はしないこと。

※プレゼンテーションへの参加人数は3名までとする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

8. 候補者の審査

審査にあたっては、各提案者の企画提案書、プレゼンテーション及び参考見積書の評価の合計より順位をつけ、最も高い評価合計点を獲得した提案者を優先交渉権者とし、評価合計点の順位に基づき、次点者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として特定しない。なお、応募者が1者の場合においても審査を実施し、その評価点が満点の6割に満たない場合は該当者なしとする。

企画提案内容の採点については、和光市内循環ワゴン車等運行事業者プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)の委員がそれぞれ採点を行い、各委員の合計点を満点とする。また、参考見積額について、参考見積書に提示された総事業費が最低である提案者を1位とし、100点を付与するものとする。他の提案者の得点は1位の価格との比率により算出する。

企画提案評価点(選考委員1人あたり)

評価区分	評価項目	評価事項	配点 (満点)
企画提案書	業務実施体制	円滑な運行のための業務の把握	10
		車両の点検及び整備体制	10
		乗務員の勤怠管理体制	10
	安全対策	乗務員への教育や講習	10

		事故等発生時の対応等	10
		行政処分や重大事故の発生状況	10
	利用者サービス	スムーズな乗降の考慮体制	10
		利用者への接客や配慮体制	10
		苦情や問い合わせ等の対応体制	10
プレゼンテーション及びヒアリング	専門性の確認、説明能力		5
	本業務に対する意欲		5
合計			100

参考見積評価点

採点方法	配点 (満点)
評価点 = (最低提案価格 / 当該提案価格) × 100 ※少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで求める。	100

評価合計点 = 企画提案評価点 + 参考見積評価点

9. スケジュール

本プロポーザルにおける事業者選定までのスケジュールは下記のとおり。

内容	期日
実施要領等の公表・配布	令和5年4月10日(月)
質問書の受付期限	令和5年4月13日(木) 午後5時まで
質問に対する回答期限	令和5年4月18日(火)
参加表明書等提出期限	令和5年4月24日(月) 午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和5年4月27日(木) 以降
提案書等提出期限	令和5年5月10日(水) 午後5時まで
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和5年5月17日(水)
審査結果の通知	令和5年5月22日(月) 予定
協定締結	令和5年6月以降

※上記のスケジュールは都合により変更となる場合がある。スケジュールの変更が生じた場合は、適宜ホームページにて案内をする。

10. 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1)提出期限に遅れたもの。(郵送の場合は締切日必着)
- (2)本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの。
- (3)虚偽の内容が記載されているもの。
- (4)審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5)見積額または見積額の積算根拠が不明なもの。
- (6)予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難であると認められるもの。
- (7)上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選考委員会の委員が認めるもの。

1 1. 協定の締結

市は優先交渉権者より提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様を確定させた上で業務実施に係る協定を締結する。

なお、協定の締結にあたっては、予め和光市地域公共交通会議へ諮り、委員の可決承認を得ることを条件とする。

1 2. その他の留意事項

- (1)本業務のプロポーザルへの参加に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加者側の負担とする。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した参加辞退届（様式7）を提出すること。
- (3)全ての提出書類は提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (4)全ての提出書類は本プロポーザル以外に使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として扱う。
- (5)提出された企画提案書等は、和光市内循環ワゴン車等運行事業者選定プロポーザル実施のための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6)本業務のプロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7)審査経過及び結果に対する異議申し立て、問合せ等には一切応じない。
- (8)全ての提出書類について返却は行わない。また、選考委員会の審査等にあたり必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。

1 3. 問い合わせ先（書類等提出先）

和光市建設部公共交通政策室

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話：0 4 8－4 2 4－9 1 3 5

FAX：0 4 8－4 6 4－5 5 7 7

Email：e0800@city.wako.lg.jp